

前橋市自立支援協議会広報 みんなのらいふ 第6号

発行日 平成26年9月1日

題字： 川上 恵子 様 (Hope Garden)

発行元：前橋市自立支援協議会

お問い合わせ先：

前橋市障害福祉課 前橋市自立支援協議会
広報啓発部会 事務局

電話027-220-5713 Fax027-223-8856

ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/kurashi/42/125/139/p002057.html>

福祉パレードが開催されます

知的障害者に対する理解と認識を深め、福祉の輪を広げるため、第42回福祉パレードが実施されます。コースは市役所からけやきウォーク前橋(文京町二丁目)まで。今年のスローガンは、「個性と多様性を尊重した共生社会の実現」です。



【出発式】

日時：9月9日(火)午前9時10分～9時30分

会場：市役所正面玄関前

【作業製品等の販売会】

パレードに合わせて、作業製品の販売を行います。

日時＝9月9日(火)午前10時15分～午後1時

会場＝けやきウォーク前橋

前橋市自立支援協議会部会の平成26年度活動内容について

部会名	活動内容・テーマ
生活支援部会	地域共助の仕組みづくりについて検討し、モデル地区を設置して検証します。
就労支援部会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の雇用促進を目指した企業向けセミナー等を開催します。 ・就労システムについて、障害者・保護者・関係者への周知活動を行い、就労に向けた意識向上を図ります。
子ども部会	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による情報共有、ネットワーク体制(チーム支援)の強化について検討します。 ・前橋市児童発達支援研修会を開催します。
広報啓発部会	<ul style="list-style-type: none"> ・広報「みんなのらいふ」を定期発行します。 ・「みんなのフェスタ」を実施します。 ・啓発を目的とした講演会を実施します。
地域移行地域定着部会	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度から取り組んでいる地域移行モデルケースを継続検討します。 ・取り組みから見える地域課題等の整理・検討を行います。



Aさんの一日（35歳男性、精神障害者保健福祉手帳を所持）

～ 福祉サービスの利用例 ～

市内在住の35歳男性Aさんは、精神障害者保健福祉手帳を所持しています。平日の昼間は、企業への就職を目指して就労継続支援事業所へ通っています。夕方は居宅介護のへ

ルパーサービスを利用しながら、料理や洗濯などの身の回りのことを自分で行えるようになるために日々努力しています。そんなAさんの一週間を見せてもらいましょう。

【平日】

時刻	スケジュール	
7:00	起床	
7:30	朝食	
9:00	出勤（事業所の送迎サービス）	
9:30 ～15:30	就労継続支援事業所（B型） ※詳細は下表を参照	就労に必要な知識や能力の向上を目指して、仲間と一緒に学びながら作業を行います。
16:00	帰宅	
	月・水・金曜日	火・木曜日
17:00 ～18:30	掃除、料理など、自分のできる範囲で身の回りのことを行います。 	居宅介護事業所のヘルパーサービスを利用 ※詳細は下表を参照  自分でできる事を増やすことを目標に、ヘルパーさんに手伝ってもらいながら一緒に料理や洗濯などを行います。

【土曜日】

時刻	スケジュール	
9:30 ～15:30	精神科デイケア（外来）	音楽、スポーツ、病気や就労についての勉強会など、日々の活動を仲間と共に行うことを通して、生活習慣や生活機能の回復を目指します。

【日曜日】

時刻	スケジュール	
9:00 ～12:00	買物や趣味	買物や趣味など、家族や友人と自分の好きなことをして過ごします。

Aさんの利用している福祉サービス

サービスの種類	内容
就労継続支援B型	雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会を提供します。
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

その他の就労に関わる福祉サービス

サービスの種類	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型 (雇用型)	雇用契約を結んだうえで一般企業へ就職するために必要な知識の習得や、能力向上のために必要な訓練を行います。
地域活動支援センター	概ね15歳以上の身体・知的・精神障害者を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進、その他障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を行います。

自立をめざして

就労継続支援事業所 (B型) Bさん (42歳 男性)

Bさんは統合失調症で20年以上治療を続けています。その間には治療を中断して入院したこともあるそうです。最近では、幻聴はあってもそれに左右されてしまうようなことはなくなり、様々なサポートを受けながら念願の一人暮らしを始めることができたと言っています。

Q「一人暮らしはどうですか？」

A「以前はグループホームにいたので、寂しいと思うこともあります。想像していたよりはいろいろ大変で失敗もありますが、楽しいです。」

Q「普段はどんな生活をしていますか？」

A「昼間は就労継続支援B型事業所に通っています。今まで何をやっても長続きしなかったのが、忍耐力を付けていかなければと思って。おかげで昼夜逆転もなくなりました。」

Q「昼夜逆転になるとどうなるのですか？」

A「病気になります(笑)。でも、ガチガチのスケジュールでもだめでした。しんどくて……。病気とうまく付き合うためには、薬をきちんと飲むことと、自分のペースをつかむことだと思います。」

Q「どうやってペースをつかみましたか？」

A「主治医の先生や訪問看護師さん、相談員さんたちと自分に合った生活スタイルを考えていきました。一時期はボランティアをしたりして、とてもいい経験になりました。」

Q「今後の目標は？」

A「仕事と結婚です。恥ずかしいけれど、やっぱりずっと一人はね。親にも心配をかけているので、きちんとみんなに認めてもらいたいです。どうせまた入院はするでしょうけど、たまには休息も必要ですからね。」

就労に向けて

地域活動支援センター Cさん (49才 男性)

Q「地域活動支援センターの利用目的は？」

A「以前は家にずっと閉じこもって、食事して寝るだけの生活でした。就労を目指したいと思っていたので、規則正しい生活を取り戻すことを目的に利用しました。」

Q「利用前と比べてどうですか？」

A「薬の量が4分の1に減りました。以前は人としゃべらない生活でしたが、地域活動支援センターのレクリエーションや作業を通して話ができる仲間もできました。」

Q「就労を具体的に考えたきっかけは？」

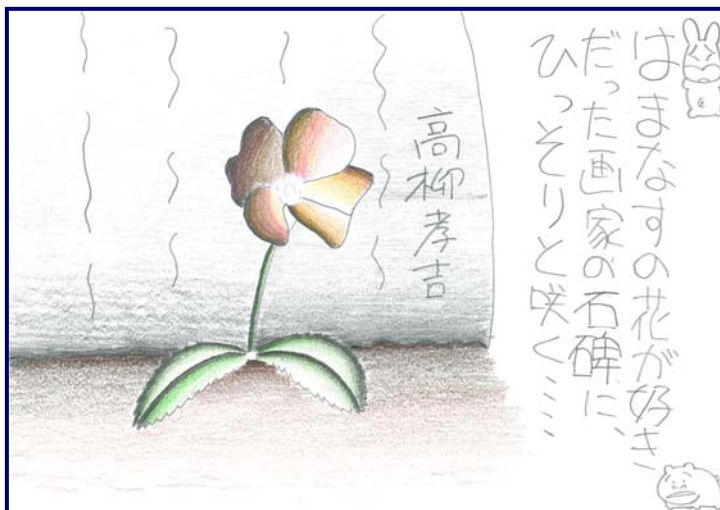
A「規則正しい生活ができるようになって、働く自信がついたからです。」

Q「今後の抱負は？」

A「もっと仕事を覚えて独り立ちできるようになりたいです。」

昨年1月から地域活動支援センターを利用し、就労の希望があったCさんは6月頃から就職活動を始めました。ワークセンターまえばし(※)の支援を受けて、現在は印刷会社に勤め、主に印刷物の校正をする仕事をしています。一日4時間勤務で、午前中は地域活動支援センターを利用、午後は会社、と良い生活パターンが作れています。勤務体制等で心配な事があれば、ワークセンターまえばしに相談して会社との間に入ってもらい調整してもらっています。

※ワークセンターまえばし(障害者就業・生活支援センター)：就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、窓口相談や職場・家庭訪問等を実施しています。



みんなのアーツ（作品紹介）

【題名】石碑にて（かつて画家だった今はもう思い出の人に・・・）

【作者】高柳 孝吉 さん

色鉛筆画

題字・イラスト募集

本誌に掲載する題字と季節のイラストや挿絵を募集しています。あなたの作品で本誌に彩をそえていただけませんか。詳しくは事務局（連絡先は表紙に記載してあります）へお気軽にお問い合わせください。

電話の「5」ボタン（ユニバーサルデザインの紹介）

今や生活に欠かせない携帯電話やプッシュフォン電話に共通すること・・・わかりますか？

それは、並んだ数字の真ん中にある「5」のボタンに小さな凸がについていることです。この凸があることで「5」の位置がすぐわかり、暗がりや片手操作をしようとした時や目の不自由な方にとっても便利な機能となっています。そして、5を真ん中にした数字の並び方は、どの電話機でも同じです。まさに「ユニバーサル！」

ちなみにテレビのリモコンも同様です。また、パソコンのキーボードにも同じ様な工夫があります。「F」と「J」のボタンに触ってわかる凸があってホームポジションとなっているのです。



これなあ～んで？（エレベーターの中にある鏡）



答えは・・・
「車イス利用者のため」

最近のエレベーターは、奥に鏡があることが多いです。なぜかご存じですか？身だしなみチェック？エレベーター内を広く見せるため？・・・ではなく、この鏡は車いす利用者のためのもの。エレベーターに正面から乗り込み、そのままの体勢で後ろ向きに出る際、出口である後方を確認するためについています。この取り組みはバリアフリー新法(※)に基づき取り入れられているようです。見慣れた道具でも視点を変えると誰かが別の理由で利用しているんですね。

※バリアフリー新法・・・正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」です。これまでのハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させ、平成18年に施行されました。

編集後記

今年の夏の激暑の中、みなさんもお苦労されたと思います。題字の募集ではたくさんの方々にご協力いただきありがとうございました。記事で紹介しました「Aさんの一日」は、精神障害者保健福祉手帳を所持している方の一週間の予定を例に挙げました。これから就労訓練をして将来働ける

ようになりたい、一人暮らしだけでもっと家事が上手くできるようになりたいと思っている方の一助になれば幸いです。今後も身近な情報を皆様にお届けし、少しでもお役に立ていただければと思っております。どうぞよろしくお祈りいたします。